

企業等の新たな企業投資の促進のための支援措置に関する条例

【対象地域】

工業専用地域、工業地域、市街化調整区域での開発行為の許可地域

【対象企業】

- ・製造業、情報通信業、自然科学研究所
- ・事業所等の新設、移設又は増設に伴い、企業投資額が3億円以上(中小企業は3,000万円以上)の投資

【対象期間】

平成28年4月1日～平成33年3月31日まで

1. 不均一課税

【適用要件】

事業所等の新設、移設又は増設

【投下資本額】

大企業：3億円以上、中小企業：3,000万円以上

【助成額】

固定資産税及び都市計画税の不均一課税

【支援内容】

固定資産税・都市計画税の不均一課税は、賦課年度から5年間、1/2軽減

2. 雇用奨励

【適用要件】

市内居住で1年以上雇用した常用の従業員5人以上、6人目から(中小企業は2人以上で3人目から)

【支援内容】

大企業：5人を越えた雇用(6人目から)1人20万円
中小企業：2人を越えた雇用(3人目から)1人20万円
※ただし、障害者を雇用した場合は1人30万円限度額600万円

3. 施設整備費助成金

【適用要件】

整備した環境保全施設(雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、浸透性アスファルト舗装及び緑地緩衝帯の植栽で開発等事業指導要綱に基づく整備を除く)

【支援内容】

- | | |
|----------------|---------------|
| 1) 雨水浸透ます | 限度額 12万5,000円 |
| 2) 雨水浸透トレンチ | 限度額 65万円 |
| 3) 浸透性アスファルト舗装 | 限度額 50万円 |
| 4) 緑地緩衝帯への植栽 | 限度額 30万円 |

4. 企業投資奨励金

【対象企業】

- ・投資額が50億円以上の適用企業(中小企業者にあっては5億円)
- ・企業投資額の100分の3(ロボット関連企業にあっては100分の5)に相当する額(5億円以上25億円未満=5,000万円、25億円以上50億円未満=1億円、50億円以上75億円未満=1億5,000万円、75億円以上100億円未満=2億5,000万円、100億円以上=3億円)

【支援内容】

不均一課税適用年度から10年間割とし、1企業等につき1回を限度

問合せ

座間市環境経済部商工観光課 (046)252-7604